ストーカー対策の流れ

ストーカー被害者

★　ストーカー相談があった際は、主に次の流れで対策をとります

警　察　に　相　談

被害防止の援助を受けたい → 被害防止のため、状況に応じて対応策のアドバイスなど必要な援助

注意・口頭指導等をしてほしい → 警察による注意・口頭指導等

刑事手続をとって欲しい → 検挙 → (刑法犯等)

行政手続をとって欲しい（禁止命令等） → 禁止命令等申出書 → 【通常】禁止命令 / 【緊急】禁止命令

行政手続をとって欲しい（法警告） → 警告申出書 → 警告書交付

① 違反　② 違反 → 検挙 → 検挙(ＳＴ規制法違反)

－　行為者の処罰　－

① ストーカー行為罪
ストーカー行為をした場合
１年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

② 禁止命令違反罪
命令に違反して、ストーカー行為をした場合
２年以下の懲役
又は
200万円以下の罰金

もしストーカー被害に遭った時は･･･

○　押しかけ、見張り等があった場合は、いつどんな状況だったか詳しくメモしておくこと
○　相手から来たメール等は保存しておくこと
○　電話は、いつ、どんな話だったか詳しく記録して、着信履歴や留守番電話 の録音は消去せず保存しておくこと
○　品物が送りつけられたら、直接手で触れないようにして警察に連絡すること

ストーカー被害を防ぐために･･･

○　「これくらいなら大丈夫」「大げさにしたくない」などと一人で考えず、まずは警察に相談すること
○　周りの人に早期に相談し、協力を得ること
○　携帯のGPS設定をオフにする、携帯にGPSアプリ等が入れられていないか確認すること
○　緊急時には110番通報すること